

日本学術会議主催学術フォーラム



# 大学教育の質的転換を考える

## 分野別の参照基準と人文・社会科学教育の可能性

日本学術会議では、文部科学省からの審議依頼を受けて、学士課程教育の質保証に資するため、各分野の教育課程編成上の参照基準の作成を進めています。

昨年8月に経営学分野の参照基準を初めて作成しましたが、その後現在までに言語・文学と法学分野の参照基準を作成しました。

本フォーラムでは、3つの分野の参照基準についてその概要を紹介するとともに、学士課程教育の質保証のために参照基準をどのように役立てるのかをテーマとして、パネルディスカッションを行います。

また中央教育審議会の大学分科会で大学教育部会長を務めておられる佐々木雄太先生をお招きして、昨年8月に出された答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を紹介いただくとともに、パネルディスカッションに参加していただきます。

本フォーラムが、参照基準を活用した学士課程教育の質保証について考えていただく契機となるとともに、経営学、言語・文学、法学という3分野を通して、人文・社会科学分野の教育が有する豊かな可能性が再認識され、これから築く「新たな未来」が垣間見えてくることを期待しています。

日時：平成25年2月2日（土）13時～17時

場所：東京都港区六本木7丁目22-34

日本学術会議講堂

※ プログラムは裏面にあります。

日本学術会議案内図



参加お申込み

申込先:

日本学術会議事務局企画課学術フォーラム担当  
〒106-8555 東京都港区六本木 7-22-34  
TEL: 03-3403-6295  
FAX: 03-3403-1260

定員：申し込み先着300名

申し込みフォーム

<https://form.cao.go.jp/scj/opinion-0003.html>

主催：日本学術会議

後援：国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会

# プログラム

13:00 開 会  
挨拶 高祖敏明 (日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会委員、学校法人上智学院理事長)

13:05 特別講演  
「答申 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」について  
佐々木雄太 (文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会部会長、  
名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部学長)

13:35 分野別参照基準について

全体説明	広田照幸 (日本大学文理学部教授)
経営学	奥林康司 (大阪国際大学副学長・教授)
言語・文学	塩川徹也 (東京大学名誉教授)
法学	河合幹雄 (桐蔭横浜大学法学部長・教授)

14:55 休 憩

15:15 パネルディスカッション  
「分野別参照基準と学士課程教育の質保証をめぐって」

パネリスト

佐々木雄太、奥林康司、塩川徹也、河合幹雄 (以上前掲)  
藤永弘 (青森公立大学大学院経営経済学研究科教授)  
長島弘明 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)  
横山晋一郎 (日本経済新聞社編集委員)

コーディネーター

吉田文 (早稲田大学教育・総合科学学術院教授)

16:50 挨拶 合田哲雄 (文部科学省高等教育局企画官)

16:55 挨拶 北原和夫 (日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会委員、  
東京理科大学大学院科学教育研究科教授)

17:00 閉 会

2013/02/02 学術会議フォーラム

## 大学教育の質保証とは何か—中教審答申が求めるもの—

佐々木 雄太

### 1 第6期中教審大学分科会の課題

#### ■大学分科会の主要な検討課題

- ① 大学教育の質の保証・向上      ② 大学の「機能別分化」と連携
- ② 以上を進めるための大学の「ガバナンス」の強化

#### ■大学分科会大学教育部会の検討課題

- ① 「学士力」とは何か
- ② 必要な「学士力」を修得させる方策——「質の保証・向上」
- ③ 以上を進める大学運営や国の支援、大学団体の役割の具体化など

#### ■大学教育部会における現状認識

- ・大学の改革努力による学士課程教育改善の進展。しかし、産業界を含む社会全般や当事者である学生自身の学士課程教育に対する評価は低い。
- ・学生の「学力」の低下と、大学卒業生の「社会人基礎力」の不足
- ・経済のグローバル化や高度情報化に伴う社会の急速な変容——将来予測が困難な時代

### 2 「学士力」とは何か

#### ■中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008年）

##### 「学士課程共通の学習成果に関する参考指針」

- ① 知識・理解：専攻する特定分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。  
⇒ 分野別参照基準
- ② 汎用的技能：知的活動、職業生活、社会生活で必要な技能。
- ③ 態度・志向性：自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力。
- ④ 統合的な学習経験と創造的思考力：獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力。

■各大学は「参考指針」に基づいて、それぞれの「機能」あるいは「個性」に応じた「学士像」を提示、そこに近づく努力＝大学の「個性化」と教育（学士力）の「質の保証」

#### ■「予測困難な時代」に必要な「学士力」とは何か

想定外の事態に遭遇した時に、そこに存在する問題を発見し、それを解決する筋道を見定める能力 ＝「生涯学び続ける力」

### 3 「質の保証」と主体的な学びへの転換

- 「教え込まれて、覚え込んだ知識やスキル」は役に立たなくなる  
「学ぶ力」の修得には「主体的な学びの体験」が不可欠
- 「主体的な学び」の回復への「始点」として「学修時間」に着目  
「学ぶ力」の獲得には、専攻分野の違いを問わず、充実した「主体的学びの経験」が必要。そのために「主体的な学びの時間の回復」が不可欠
- 日本の大学生の学修時間の少なさは、「教室で先生が全部教えて欲しい」という受け身の学修姿勢の反映  
求められるのは、受け身の学びを延長することではなく、授業時間の前後の学生自身による「主体的な学び」の回復
- 「学修時間の増加」は、大学教員へのメッセージである。  
教員が、学生の主体的な学びを促す教育上の工夫をしなければならない。  
教員が、学生に主体的な学びの必要性を気づかせなければならない。

### 4 主体的な学びを導く教育方法と教育システム

- 教員による教育の工夫
  - ・一方通行的な講義から双方向的な授業へ
  - ・学生の学びのきっかけを作り、問題意識を喚起するアクティブ・ラーニング
  - ・学生に主体的な学びの「指針」を明確に示す  
——明確な教育目標に基づいてカリキュラムを体系的に構築、その体系の中での個々の授業科目を位置づけ、これをシラバス（授業概要）等に明示する
- 授業科目の精選・体系化
  - ・授業科目の精選、授業のコンテンツの精査——何をどこまで教授するか
  - ・授業担当コマ数の削減——必要な教育に教員の力を注入
  - ・授業の「属人性」の払拭、カリキュラムの体系化と組織的な教育
- 「組織的な教育」は「均一化」や「管理強化」ではない  
——それぞれの大学や学部は、組織的検討によって個性的な教育目標・人材養成目標を設定。教育の実施形態や教育内容に、それぞれの大学や学部の個性を反映。  
大学・学部の教育目標・人材養成目標等を共有した上で、具体的な教育内容や教育手法については個々の教員が存分に個性を発揮。

### 5 これからの検討課題

- ・高大連携による「学ぶ力」の育成
- ・入試制度の検討
- ・教学に係る大学の「ガバナンス」の強化
- ・社会的熟議による大学改革
- ・大学の「数」と「質」

以上

### 分野別の参照基準について(全体説明)

広田照幸 (日本大学)

日本学術会議主催学術フォーラム  
「大学教育の質的転換を考える—分野別の参照基準と人文・社会科学教育の可能性—」  
(於・日本学術会議議室、2013年2月2日)

### 課題は中教審から学術会議へ

平成20年12月 中央教育審議会答申  
「学士課程教育の構築に向けて」

- 日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか  
(各大学が掲げる教育研究上の目的は建学の精神は総じて抽象的)
    - 「学士力」の提案  
知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力  
※ 「学士力」が求める普遍的な能力を、分野の教育を通じてどう携うのか?
  - 学士課程、あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべき ではないかという課題は必ずしも重視されなかった  
※ それぞれの分野が共有すべき固者の特性を適切に踏まえた教育とは?
- 日本学術会議に対して、大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議を依頼

### 学術会議の「回答」から (1) 分野別の質保証とは

ここで言う分野別の質保証とは、各分野の「教育」の質の保障を意味するものであり、このことが、各大学において、教育課程(カリキュラム)の編成の在り方を中心として、教育活動を組織的かつ実質的に改善する取組み(自律的な質保証)を通して実現されるよう、そのような取組みを支援することを企図するものである。

### 学術会議の「回答」から (2) 分野別の質保証の具体的な方法論②

#### 目標・意義の共有と自律的な質保証

- 具体的な学習目標を同定し、それに照らして教育課程の編成を行うことにより、すべての教員が、自らが受け持つ教育活動の具体的な目的を理解し共有することが可能になり、またすべての学生が、自らが参加する学習活動の具体的な意義を理解し共有することが可能になる。
- 加えて、学習目標が具体的に同定されることにより、それに照らして実際に学習成果が上がっているのかどうかを検証することが可能になる(学習目標自体が妥当かどうかも検討の対象となる。)。学習目標の同定は、大学内部で教育の質の自律的な保証を図る上での根幹となるものである。

- (1) グローバル化: 学位の水準の国際的保証
- (2) ユニバーサル化: 「大学」に値する教育
- (3) 社会からのまなざし: サービスの質へ

→ どの大学も真剣に取り組むべき課題

### 学術会議から文科省への「回答」の三部構成

- 第一部 どういう枠組みで質保証を行うのか?
  - 質保証枠組み検討分科会  
分野別に教育課程編成上の参照基準を策定することを通じて各大学の自主的な教育改善を支援
- 第二部 一方で教養教育・共通教育との関係をどう考えるのか?
  - 教養教育・共通教育検討分科会  
分野の壁を超えた協働を可能にする市民性の涵養
- 第三部 教育の質の保証を図る努力をしても、現実の「就活」においては大学と職業とが接続していない(特に文系)
  - 大学と職業との接続検討分科会  
専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

### 学術会議の「回答」から (2) 分野別の質保証の具体的な方法論①

#### 具体的な学習目標に照らした教育課程の編成

- 分野別の質保証を実現するための方法論の中核は、各大学は、各分野の教育課程(学部・学科・コース等)について、先ず具体的な学習目標を同定し、その学習目標を効果的に実現するという観点に照らして、実際の教育課程(カリキュラム)を編成すべきとすることにある。
- ここで言う「学習目標」とは、学習者である学生の観点から、学びを通して具体的にどのような有用なものを身に付けるのかという意味での目標である。そしてこの目標は、大学全体の教育理念を、実際の各分野の教育活動に反映させる媒介としての機能も担うものである。

#### 分野別の教育課程編成上の参照基準とは

「学士力」を、教養教育とともに専門分野の教育を通じて学生に身に付けさせる

◆ 「モデルカリキュラム」や「最低到達度」のような画一的・外形的な基準ではなく、そうしたもののさらに上流に位置する各分野の学びの本質に照って、学生が何を身に付けるべきかを明らかにする。

◆ 単なる現状の教育の最大公約数的なものではなく、今までの教育の在り方への反省や、今後の社会の姿も見据えた、未来志向の教育像を提案する。

◆ これらを通じて各大学の教育改善を支援するとともに、各分野の教育の意義に関する大学と社会との共通理解の形成を図る。

◆ 教養教育の尊重  
専門教育の立場だけから学士課程教育を設計しない → 内容の精選

# 参照基準の主要な構成要素

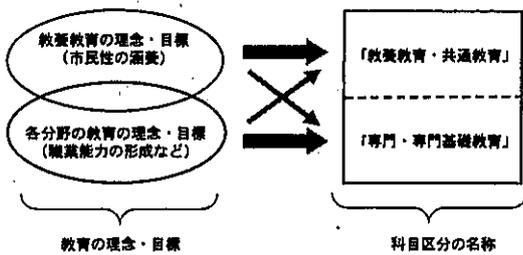
1. 当該学問分野の定義と固有の特性
2. 当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養
  - (1) 基本的な知識と理解
  - (2) 基本的な能力: 分野に固有の能力とジェネリックスキル  
当該分野の学びを通じて学生に身に付けさせる能力を定義しつつ、そのことが、職業人として、市民として、人間そのものとして、どういう意義を持つのか明らかにする。
3. 学習方法と学習成果の評価方法に関する基本的な考え方  
2で述べたことを学生に身に付けさせるために、学習方法ではどのような工夫が重要であり、またその成果をどのように評価するのかを明らかにする。
4. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり  
専門教育と教養教育とで構成される学士課程教育の、分野を共通した目標が「よき市民の育成」であり、そのことを実現するという観点にも十分留意する。

## 分野別参照基準が持つ意味

- これまで提供される教育の中身を基礎づけるものがなかった。
  - ・めいめいが思い思いの「〇〇学の教育」像
  - ・学生に何が学ばれるのか、の視点が欠如
  - ・理念や体系的でないカリキュラム
- しっかりとした理念や哲学をもち、アウトカム像を明確にしたカリキュラム編成へ

## 教養教育と専門教育との関連

教養教育と専門教育との関係についての概念図



- ・教育の理念・目標と、科目区分とは一旦区別して考えるべき
- ・教養教育の理念・目標と、専門教育の理念・目標とは、異なりながらも重なり合う
- ・科目区分としての教養教育と専門教育が、相互に関連して、教育理念の実現のために編成・実施される

## 参照基準の策定と質保証の実質化

分野別の参照基準づくりに向けて

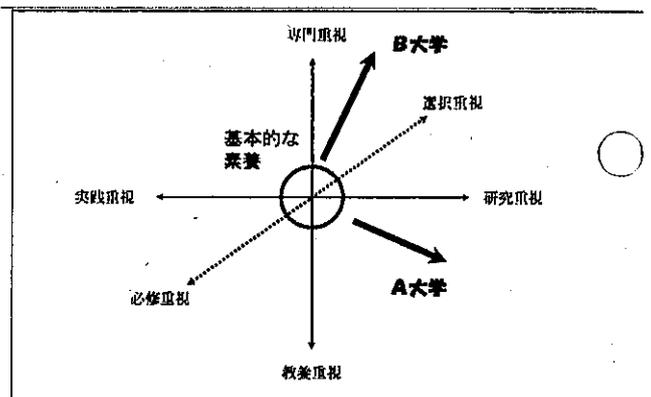
- 当面主要な30程度の分野の参照基準を作成する予定
  - ◆ 以後も必要に応じて見直し・追加を行う。
- 学際的・複合的な教育課程については、当該課程を構成する「元となる分野」の参照基準を柔軟に組み合わせて活用してもらう。
  - ◆ 新しいカリキュラム編成に関する柔軟さを損なわないためにも、ある程度確立した分野として認知され、体系的なカリキュラムを編成することが十分 想定される場合を除き、個別に「分野」としては取り上げない。

## 分野別の教育課程編成上の参照基準 大学教育と学生の進路の多様性への配慮

参照基準を作る際に考慮されねばならないこと

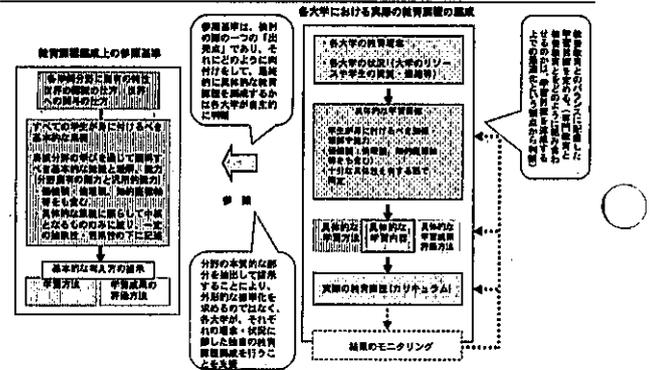
- ◆ 同一分野でも重点の置き方には多様性  
→ 分野内の広がり・多様性を壊さないように
- ◆ 専門教育重視の大学と教養教育重視の大学  
→ 各大学の自律性や独自の理念を阻害しないように
- ◆ 大学卒業生の進路の多様性  
→ 学生にあった教育が展開できるように
- ◆ 社会全体に共有された分野別の要求能力概念の不在  
→ 大学・大学関係者自らが、知の有用性を明確にする

## 大学の多様性に応じた参照基準の活用



## 分野別の教育課程編成上の参照基準

各大学の自主性・自律性の尊重を前提とした活用



## 現在の進行状況

- 経営学 公表済み
- 法学 公表済み
- 言語・文学 公表済み
- 現在作成中
  - 生命科学系: 生物学、家政学
  - 理工工学系: 機械工学、数理学、土木工学・建築学
- 経済学と史学についても検討の分科会が発足  
今後、新委員会のもとで体系的に作業を進めることに

## 中教審答申での位置づけ

学士課程答申を踏まえた文部科学省の依頼により、日本学術会議は平成22年8月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」を回答した。同回答の中で提言された「分野別の教育課程編成上の参照基準」については、現在、日本学術会議において言語・文学や経営学、法学等の分野で審議が進んでおり、それらは、各専門分野の学修における知識の習得や能力の育成について指針を明確に整理した画期的なものとなっている。これらは、各大学における改革サイクルの確立に際して重要な参考になるものと考えられ、日本学術会議には引き続き他の分野についての審議の促進を期待したい。文部科学省はその旨を日本学術会議に依頼するとともに、各大学や認証評価機関におけるその活用を促す。

中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(平成24年8月)

## 今後に向けて:参照基準の活用について

### ◆ 基本的な性格

「わが国の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法)としての位置付けを持つ日本学術会議が、各分野の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書

### ◆ 誰でも利用できる公共財としての提供

日本の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書として、各大学や、そこで教育に従事する教員に活用いただくことはもとより、国や認証評価機関や大学団体、関連学協会、さらには企業や初等中等教育など社会の各方面や、海外の機関など、誰でも利用いただける資料として参照基準を提供

### ◆ 学習成果の明確化を通じた教育の質保証のための活用

最も基本的な役割として、各大学が、それぞれの教育理念やリソースに照らしつつ、各分野の教育で学生にどのような力を身に付けさせるのか、目標とする具体的な学習成果を明確にし、それを実現する教育課程を編成する上で参照されることを期待  
(今後、大学横断的なFD活動が活発化し、その中で参照基準が活用されることも期待)

19

## 今後に向けて

### 各大学の自主的な努力と工夫

- ◆ 何よりも重要なのは、各大学・学部・学科が、十分な学術的基盤に立ち、理念と体系性を持った教育課程を構築すること。

学術会議の参照基準と報告書を活用してほしい4年間でどのような学生を育てようとするのか。

その学問を学ぶことで、学生に何が身につくのか。

→内部での議論と合意

カリキュラムの改善と工夫

対外的な説明

## 学術会議の取り組み体制の強化

- 昨年8月に、文部科学省高等教育局長より、参照基準の策定のための審議を精力的に進めることを要請する新たな審議依頼を受領
- これを受けて学術会議内の検討体制を強化すべく、昨年11月に、学術会議会長を委員長とする新たな「大学教育の分野別の質保証委員会」を設置
- 新たな体制の下で、人文・社会科学から生命科学、理工工学にわたる30の分野別委員会で構成される学術会議の総力を挙げて、参照基準の策定に取り組む予定

18

## 今後に向けて

### 参照基準を活用して大学教育の質保証を

- ◆ 参照基準が企図するものは、中長期的な視点での各分野の教育内容の改善努力の方向付け
- ◆ 参照基準は、大学の教育改善を支援するツールであり、何かを判定するための評価基準ではないこと
- ◆ しかし、各大学の自主性・自律性を尊重しつつ、大きな挑戦を求めるものであること
  - ※ 学生の側に立った学習成果の向上を中心に据えて、体系性が確保された教育課程の編成とその実施のために、すべての教員を巻き込んだ組織的な対応が必要
  - ※ 必ずしも短期的に実現可能なことではないこと
- 例) 学習方法の重要性:「～ができる」力を付けさせる教育の実現(参加型学習を取入れた科目を1つ開設して事足れり、ではない。)  
→ 現職教員のFDから、あるいは若手研究者・教員養成から始める必要性

20

## 最後に(広田)

参照基準を活用した体系的カリキュラムの効用

○カリキュラムの体系性・系統性を明確にできる

→実質的な改善を期待できる(特にボーダー大学)

○学生に学んでいる教育の意義を理解してもらえる

○社会に対して、その教育の意義を説明できる

○国際的にも「学士」の説明ができる

→各大学・大学団体による自律的な質保証へ

形式主義で不信感を増幅させてしまう「質保証」ではなく、長期的にはあるが、実質的に有効性を持つ質保証として

22

ご静聴ありがとうございました。

## 大学教育の分野別質保証のための 教育課程編成上の参照基準 経営学分野

日本学術会議主催学術フォーラム  
大学教育の質的転換を考える  
平成25年2月2日13:00～17:00  
分科会副委員長 奥林康司  
大阪国際大学副学長・教授

1. 報告書作成の経過
2. 経営学の諸領域
3. 経営学固有の特性
4. 経営学の定義
5. 経営学を学ぶ学生が身につけるべき素養
6. 経営学を学ぶ学生が身につけるべき能力
7. 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
8. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり
9. 経営学と企業家精神の関わり

### 1. 報告書作成の経過

1. 2010年7月 回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」
2. 2010年9月 経営学委員会分科会「経営学教育の在り方検討分科会」
3. 2011年10月 経営学分野の参照基準検討分科会 第1回
4. 2012年6月16日 第8回分科会とシンポジウム
5. 2012年8月24日 日本学術会議幹事 承認

### 2. 経営学の諸領域

1. 経営管理論
  2. 会計学
  3. 商学
  4. 経営工学
  5. 経営情報学
- ・ 経営関連学会協議会  
2006年11月設立: 旧経営学・会計学・商学  
研究連絡委員会の統合体  
2012年12月現在: 61学会

### 3. 経営学の定義

「営利・非営利のあらゆる継続的事業体の組織活動の企画・運営に関する科学的知識の体系」

1. 経営管理論: 経営者あるいは職能分化した管理者の視点から継続的事業体の課題を扱う。
2. 会計学: 経営活動を貨幣数値的に認識・測定して、ステークホルダーに伝達する。
3. 商学: 生産と消費の懸隔を架橋するための取引・輸送・在庫・金融・保険の活動を取り扱う。
4. 経営工学: 経営上の諸問題を工学的な手法を適用して解決する。
5. 経営情報学: 情報技術を活用し迅速な意思決定を促進する。

### 4. 経営学固有の特性

- 視点1. 継続的事業体を俯瞰的に見る視点であり、「経営者の視点」あるいは「経営主体の視点」と言われるもの。
- 視点2. 各職能の管理者の視点であり、職能単位組織の課題を効率的に解決する視点。
- 視点3. 継続的事業体の活動を社会全体の発展と関連づけて点検する視点。

### 5. 経営学を学ぶ学生が 身につけるべき素養

1. 獲得すべき基本的な知識と理解
  - ア 常識としての経営学の知識と理解
  - イ 職能担当者としての経営学
  - ウ 専門職業人としての経営学
  - エ 社会洞察の一部としての経営学

### 6. 経営学を学ぶ学生が 身につけるべき能力

2. 獲得されるであろう具体的能力
  - (イ) 専門的能力
    - a 営利・非営利の継続的事業体を企画し、運営することができる。
    - b 継続的事業体の資金の流れを把握し、経営活動の結果を貨幣的に測定できる。
    - c 顧客のニーズを把握し、顧客に満足な商品を開発することができる。
    - d 継続的事業体を適切に組織し、その組織を管理することができる。等

## 7. 学修方法および学修成果の 評価方法に関する基本的な考え方

1. 学修方法  
講義、講読、演習、実習・現場教育 等
2. 評価方法  
教育目的、知識レベル、教育方法などにより異なりうる。  
簿記の修得や財務処方の作成：客観的評価が可能。  
卒論：評価者の高度な評価能力に依存する。  
実習や現場教育：一律の評価は困難。  
多様な評価の組み合わせで最終的に評価される。

## 8. 市民性の涵養をめぐる 専門教育と教養教育の関わり

1. 市民性の涵養と経営学教育：経営学は、営利・非営利の継続的事業体が社会全体の変動と整合性を保ちながら発展する視点を持っている。
2. 経営学教育と教養教育：社会や市場の動向を見抜き、事業の内容を変革し、世の中の変化に対応するには、ただ単に組織を効率的に動かすのみならず、事業体を取り巻く社会それ自体の変化を深く洞察する能力が必要である。  
この意味で、経営学は教養科目の一つである。

## 9. 経営学と企業家精神の育成

社会の将来を洞察し、その変化に創造的に対応し、自らの事業のイノベーションを積極的に推し進めようとする強い意志が企業家精神である。同時に、新しい事業の立ち上げにより、一人の市民として全体社会と相即的に発展しようとする大きな志が企業家精神である。経営学はこの企業家精神を育成し、継続的事業体の変革と社会の進化を促進する学問でもある。

2013年2月2日 於：日本学術会議

桐蔭横浜大学 河合幹雄

## 法学分野の参照基準について

### ～ユニバーサル化を中心に

課題：日本社会における人材の底上げ

進学率5割を想定 将来は、進学率7割、外国人留学生？  
大学生の学力低下 日本人の劣化 若者を攻撃する言説に感わされない  
日本人の学歴UP 知性UP 能力向上 大学教育が役に立つなら  
法学教育は何の役に立つのか 危機回避策ではなく積極策 現場感覚とはズレ

現状認識：ユニバーサル化とは

成績が悪い生徒、潜在力が高くない生徒の指導問題ではない  
偏差値50代は、志望校を落ちたから入学 40代は異次元の世界  
層化しているのは上位校で競った者だけ 競争からオリている学生 意欲がない  
入学一般試験は受けていない AO中心 フリー  
多様な生徒 他の秀でた種目 職業になるレベルから趣味まで  
混血 自営業（不動産・貿易商・パチンコ）  
いじめ 不登校 事故・病気 グレた

法学教育の中身と進路

法曹 高級官僚 大企業の幹部  
地方公務員 警察官 一般企業の管理職  
一般企業の正社員 自営業

法的思考 法的リテラシー

高等で複雑なこと 初歩的なことを  
同じ法学なのか 最高裁長官 松川事件  
(与党と野党 2001参議院選挙 自民公明保守 扇ちかけ当選)  
憲法は国家権力を抑制する 国民が守るもの  
規則を守る国民を作るのか 自由を守る

人の管理力 外食産業の店長

エリートだけが海外留学ではない  
アジアの公用語としての英語 外国人の直接の上司

何を学ばせるか

大系的理解は無理 憲法・民法・刑法必修なの 法律課目を並べるの  
教員が専門家として知っていることより、あたりまえのことを教えるべき

社会や企業が何を望むか

企業 ジェネリックスキル  
良き市民 規則を守る 自由 批判力

法律専門家ではなくグッドユーザー

一番良くあるトラブル 専門教育 実用書  
交通事故 不動産の二重譲渡 ローン 消費者被害 離婚 相続  
社会